令和４年２月１６日

軽井沢町商工会員　様

軽井沢町商工会

会長　中里　順一

**飲食業および飲食を提供する宿泊業者等向け**

**長野県CO2センサーの貸与について（ご案内）**

　春寒の候、時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は商工会事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、昨年８月～１０月末までの間に長野県の飲食店に対するコロナ対策支援として「長野県飲食店CO2センサー等配布事業」が実施されましたが、依然としてコロナウイルスが感染拡大状況にあり、この度、感染予防を目的とし、室内の換気状況がモニタリングできるCO2センサーについて、商工会を通じ管内事業者へ**無償貸与用**として配布ができるよう長野県から商工会に数量限定で配布されることとなりました。

　下記をご覧いただき、要件を満たし、本事業にご理解をいただける事業者様に**１事業所１台**無償の貸与を商工会で行いますので、希望する方は商工会までお申込みいただきたくお願い申し上げます。

　なお、台数には限りがございますので、お申し込み時に配布終了の場合がございますこと、また、貸与ですので有償・無償は問わず譲渡はできませんのであらかじめご承知おき下さいますようお願いいたします。

**記**

**（１）貸与による配布対象者**：軽井沢町内の①または②に該当する飲食業、宿泊業を行う事業者

　　　①保健所の旧食品衛生法（令和３年６月改正前）第５２条第１項における営業許可を受けている業種が「飲食

店営業」または「喫茶店営業」でかつ種目が「自動販売機」、「仕出し屋」、「弁当屋」、「そうざい屋」、「露店営

業」、「臨時営業」及び「移動営業車」のいずれかのみではないこと。（店内飲食ができる事業者）

②保健所の新食品衛生法（令和３年６月改正後）第５５条第１項における営業許可を受けている「飲食店営業」

で業態が「露店」、「移動営業車」及び「臨時」ではないこと。（店内飲食ができる事業者）

※ただし、令和３年８月２日（月）～１０月３１日（日）の間に実施されていた「長野県ＣＯ２センサー等配

布事業」で配布を受けた事業者または、申込済みで今後、配布される予定の事業者は対象外とさせていただき

ますのでご承知おき下さい。

**（２）貸与期間**：受取日から１年間　期間等に変更があった場合は別途お知らせいたします。

**（３）配布台数**：**６５台（１事業所１台　申込先着順）**

**（４）申込受付開始日時**：**令和４年２月２８日（月）午前９時から**

**※この日時より前のお申し込みは一切受付することはできませんのでご注意ください。**

**（５）申込受付時間**：土日祝のぞく午前９時～午前１１時３０分、午後１時～午後５時

　　　　　　　　　　※この時間内に申込をいただけない場合は受付できませんのでご注意ください。

**（６）申込方法**：**電話のみ**の受付とさせていただきます。（軽井沢町商工会　**電話：0267-45-5307**）

※電話以外の受付は一切行いません。数量限定のため申込時に終了している場合あり。

**（７）配布CO2センサー**：大きさ縦１０８mm×横９６mm×厚さ２０mm



目に見えない「二酸化炭素（CO2）含有率」を1ppm単位で測定できます。

　　　　　　　　　　　　二酸化炭素の含有率が設定値を超えるとアラームと色で換気をお知らせします。

　　　　　　　　　　　　二酸化炭素の他に温度、湿度も同時に測定しますので夏は熱中症対策に使えます。

　　　　　　　　　　　　二酸化炭素濃度が設定値を超えたら換気をすることでコロナ対策にご利用ください。

　　　　　　　　　　　　ストーブのそばではCO2濃度があがりますので設置場所にご注意ください。

**（８）その他**：申込時、事業所名、代表者名、連絡先、受取日時を電話でお知らせください。

受取は商工会窓口へ受取日時にお越しください。（郵送等は一切行いません。）

問い合わせ・申込先　軽井沢町商工会（担当・三浦、小林、島岡）ＴＥＬ０２６７－４５－５３０７